

「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」
開催等に係る企画委員会設置要綱

(目的)

第1条 医療分野の雇用の質の向上のための研修会の実施に当たり、鹿児島県において直面する医療従事者等に関する勤務環境の実態及び課題について関係者間で情報共有するとともに、関係者が協働して同課題の解決のための方策を協議する場として、「企画委員会」を設置する。

(所掌事項)

第2条 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療分野の雇用の質の向上のための研修会の実施に関する事項
- (2) 地域の看護師等をはじめとする医療従事者等の勤務環境の改善に関する事項
- (3) その他

(組織)

第3条 企画委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、企画委員会を主催し、同委員会の事務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 企画委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、テーマに応じ、必要と認めるときは、地域住民やNPO、NGOなど本委員以外の者を会議に出席させることができる。

(定足数)

第5条 委員会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(事務局)

第6条 企画委員会の庶務は、鹿児島労働局労働基準部監督課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

この要綱の一部を改訂し、平成25年9月2日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	職名
委員長	鹿児島労働局労働基準部長
副委員長	鹿児島県保健福祉部局保健医療福祉課長
委員	鹿児島県医師会常務理事 全日本病院協会鹿児島県支部副支部長 日本医療法人協会鹿児島県支部会長 鹿児島県精神科病院協会 パールランド病院看護部長 鹿児島県看護協会専務理事 鹿児島産業保健推進センター副所長 鹿児島労働局職業安定部職業安定課長 鹿児島労働局雇用均等室長 鹿児島労働局労働基準部監督課長 鹿児島労働局労働基準部 医療労働専門相談員
計	12人